

## 新潟県条例第90号

新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条並びに別表の号及び号の細目の表示に下線が引かれた条並びに別表の号及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条並びに別表の号及び号の細目の表示に下線が引かれた条並びに別表の号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条並びに別表の号及び号の細目の表示、削除条等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条並びに別表の号及び号の細目の表示、追加条等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件)	(認定こども園の要件)
<b>第3条</b> 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準に適合することのほか、 <u>別表第1</u> のとおりとする。 2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準に適合することのほか、 <u>別表第1</u> のとおりとする。	<b>第3条</b> 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準に適合することのほか、 <u>別表</u> のとおりとする。 2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準に適合することのほか、 <u>別表</u> のとおりとする。
(幼保連携型認定こども園の基準)	
<b>第4条</b> 法第13条第1項の条例で定める基準は、 <u>別表第2</u> のとおりとする。	
(廃止の届出)	(廃止の届出)
<b>第5条</b> 認定こども園（ <u>幼保連携型認定こども園を除く。</u> ）の設置者（県を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。 2・3 (略)	<b>第4条</b> 認定こども園の設置者（県を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。 2・3 (略)
<b>第6条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)
(合議制の機関)	
<b>第7条</b> 法第25条の合議制の機関は、 <u>新潟県社会福祉審議会条例（平成12年新潟県条例第17号）に定める新潟県社会福祉審議会とする。</u>	
<b>第8条</b> (略)	<b>第6条</b> (略)

別表第1（第3条関係）

1 職員配置

(1) 認定こども園（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。以下この表において同じ。）には、次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める数を基準として規則で定める計算方法により算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。

ア・イ （略）

ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子ども20人につき1人

エ 満4歳以上の子どものうち当該子ども30人につき1人

(2) （略）

(3) 満3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の利用時間につき、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の専任の職員（以下「学級担任」という。）に担任させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下としなければならない。

2 職員資格

(1) （略）

(2) 1の項第1号及び第2号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する幼稚園の教員の免許状（以下「幼稚園教員免許状」という。）及び保育士の資格を併有する者でなければならない。

(3) 前号の規定にかかわらず、1の項第3号に規定する学級担任は、幼稚園教員免許状を有する者としてすることができる。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園教員免許状を有する者としてすることが困難であるときは、保育士の資格を有し、かつ、保育所等において3年以上児童の保育に従事した経験を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をし

別表（第3条関係）

1 職員配置

(1) 認定こども園には、アからオまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからオまでに定める数を基準として規則で定める計算方法により算定した数以上の保育に従事する職員を置かなければならない。

ア・イ （略）

ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。） 当該短時間利用児35人につき1人

エ 満3歳以上満4歳未満の子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。） 当該長時間利用児20人につき1人

オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児当該長時間利用児30人につき1人

(2) （略）

(3) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の利用時間につき、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の専任の職員に担任させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下としなければならない。

2 職員資格

(1) （略）

(2) 1の項第1号及び第2号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する職員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する幼稚園の教員の免許状（以下「幼稚園教員免許状」という。）及び保育士の資格を併有する者でなければならない。

(3) 前号の規定にかかわらず、1の項第3号に規定する学級を担任する職員（以下「学級担任」という。）は、幼稚園教員免許状を有する者としてすることができる。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園教員免許状を有する者としてすることが困難であるときは、保育士の資格を有し、かつ、保育所等において3年以上児童の保育に従事した経験を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（幼

ている者に限る。)を学級担任とすることができる。

- (4) 第2号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者としてすることができる。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者としてすることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、かつ、幼稚園において3年以上幼児教育に従事した経験を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力をしている者に限る。）を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員としてすることができる。

(5) (略)

### 3 施設設備

- (1) 法第3条第3項の連携施設にあつては、規則で定める場合を除き、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。
- (2) 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上とする。ただし、既存の施設であつて規則で定めるもの（以下「既存施設」という。）の設置者が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、第4号本文の基準（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、同号本文及び第9号の基準）を満たすときは、この限りでない。

学 級 数	面 積 (平方メートル)
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(3) (略)

- (4) 前号の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以

幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をしている者に限る。)を学級担任とすることができる。

- (4) 第2号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者としてすることができる。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者としてすることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、かつ、幼稚園において3年以上幼児教育に従事した経験を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力をしている者に限る。）を当該長時間利用児の保育に従事する職員としてすることができる。

(5) (略)

### 3 施設設備

- (1) 法第3条第3項の幼保連携施設にあつては、規則で定める場合を除き、幼稚園及び保育所等の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。
- (2) 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上とする。ただし、既存の施設であつて規則で定めるもの（以下「既存施設」という。）の設置者が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、第4号本文の基準（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、同号本文及び第8号の基準）を満たすときは、この限りでない。

学 級 数	面 積
1 学級	180平方メートル
2 学級以上	100平方メートルに当該学級数から2を減じた数を乗じて得た面積に320平方メートルを加えた面積

(3) (略)

- (4) 前号の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以

上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積の算定については、既存施設の設置者が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2号本文の基準を満たすときは、この限りでない。

- (5) 第3号の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準の全てを満たさなければならない。ただし、既存施設の設置者が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、アの基準を満たすときにあっては、イの基準を満たすことを要せず、既存施設の設置者が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、イの基準を満たすときにあっては、アの基準を満たすことを要しない。

ア (略)

イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについてアの基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学 級 数	面 積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- (6) 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を規則で定める要件を全て満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

(7) (略)

- (8) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3号の規定にかかわらず、調理室を備えないこと

上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積の算定については、既存施設の設置者が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2号本文の基準を満たすときは、この限りでない。

- (5) 第3号の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準のすべてを満たさなければならない。ただし、既存施設の設置者が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、アの基準を満たすときにあっては、イの基準を満たすことを要せず、既存施設の設置者が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、イの基準を満たすときにあっては、アの基準を満たすことを要しない。

ア (略)

イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについてアの基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学 級 数	面 積
2学級以下	30平方メートルに当該学級数から1を減じた数を乗じて得た面積に330平方メートルを加えた面積
3学級以上	80平方メートルに当該学級数から3を減じた数を乗じて得た面積に400平方メートルを加えた面積

- (6) 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を規則で定める要件をすべて満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

(7) (略)

ができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(9) (略)

4・5 (略)

#### 6 子育て支援事業の内容

認定こども園における子育て支援事業については、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力を向上させることその他規則で定める事項に留意して、実施しなければならない。

#### 7 管理運営等

(1) (略)

(2) 前号の規定により置かれる認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

(3) 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を標準とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

(4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(5)～(13) (略)

備考

1 この表において「幼稚園型認定こども園」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

(1) 文部科学大臣が定める幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を

(8) (略)

4・5 (略)

#### 6 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てに関する能力を向上させることその他規則で定める事項に留意して、実施しなければならない。

#### 7 管理運営等

(1) (略)

(2) 前号の規定により置かれる認定こども園の長は、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

(3) 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を標準とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

(4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(5)～(13) (略)

備考

1 この表において「幼保連携型認定こども園」とは、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携及び協力の体制が確保されていること。

(2) 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

2 この表において「幼稚園型認定こども園」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

(1) 文部科学大臣が定める幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を

行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

- (2) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携及び協力の体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

- 2 この表において「保育所型認定こども園」とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

- 3 この表において「地方裁量型認定こども園」とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

## 別表第2（第4条関係）

### 1 学級編制

- (1) 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しなければならない。
- (2) 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- (3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

### 2 職員配置

- (1) 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

- (2) 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携及び協力の体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

- 3 この表において「保育所型認定こども園」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

- 4 この表において「地方裁量型認定こども園」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(2) 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

(3) 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
ア 満4歳以上の園児	当該園児30人につき1人
イ 満3歳以上満4歳未満の園児	当該園児20人につき1人
ウ 満1歳以上満3歳未満の園児	当該園児6人につき1人
エ 満1歳未満の園児	当該園児3人につき1人

備考

- 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 この表のア及びイに係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

(4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、10の項第1号において読み替えて準用する新潟県児童福祉

施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）第47条前段の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

- (5) 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

ア 副園長又は教頭

イ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

ウ 事務職員

### 3 園舎及び園庭

- (1) 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- (2) 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

- (3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が10の項第1号において読み替えて準用する新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、10の項第1号において準用する同条例第46条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

- (4) 前号ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

- (5) 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

- (6) 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面 積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$

イ 満3歳未満の園児数に応じ、4の項第6号の規定により算定した面積

- (7) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面 積(平方メートル)
-------	-------------



	ル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

イ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

#### 4 園舎に備えるべき設備

(1) 園舎には、次に掲げる設備（イに掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

ア 職員室

イ 乳児室又はほふく室

ウ 保育室

エ 遊戯室

オ 保健室

カ 調理室

キ 便所

ク 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(2) 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

(3) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、10の項第1号において読み替えて準用する新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条前段に規定する方法により行う幼保連携型認定子ども園にあっては、第1号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定子ども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定子ども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(4) 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定子ども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定子ども園は、第1号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定子ども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(5) 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

(6) 第1号イからエまでの設備の面積は、アか

らウまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからウまでに定める計算方法により算定した面積以上でなければならない。

ア 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

イ ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

ウ 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

(7) 第1号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

ア 放送聴取設備

イ 映写設備

ウ 水遊び場

エ 園児清浄用設備

オ 図書室

カ 会議室

#### 5 園具及び教具

(1) 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

(2) 前号の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### 6 教育及び保育を行う期間及び時間

(1) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

イ 教育に係る標準的な1日当たりの時間(ウにおいて「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

ウ 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

(2) 前号ウの時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

#### 7 子育て支援事業の内容

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援

することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

8 掲示

幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示するよう努めるものとする。

9 学校教育法施行規則の準用

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

10 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用

(1) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第22条、第46条第8号、第47条前段並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	新潟県認定こども園の要件等に関する条例第4条で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）

第6条 第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第6条 第2項 及び第15条 第6項	児童の	園児の
第9条 第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条 の見出し	入所した者	園児
第11条 並びに 第15条 第2項 及び第3項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児

第15条 第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第2号において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第20条	利用者	園児
第21条 第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第21条 第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第46条 第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第46条 第8号 ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第46条 第8号 イ	施設又は設備	設備
第46条 第8号 ウ	施設及び設備	設備
第46条 第8号 カ	乳幼児	園児
第47条	第15条第1項	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表

		第2の10の項第1号において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第51条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

(2) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

#### 11 幼稚園設置基準の準用

幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）

第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

- この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- 施行日から起算して5年間は、この条例による改正後の新潟県認定こども園の要件等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第2の2の項第3号の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附

則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、新条例別表第2の3の項から5の項までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての新条例別表第2の2の項第3号の規定の適用については、同号の表備考中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号及び第7号並びに4の項第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
別表第2の3の項第3号	10の項第1号において読み替えて準用する新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
別表第2の3の項第7号	ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </tbody> </table> (イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）	ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）
学級数	面積（平方メートル）													
2学級以下	330+30×（学級数-1）													
3学級以上	400+80×（学級数-3）													
学級数	面積（平方メートル）													
2学級以下	330+30×（学級数-1）													
3学級以上	400+80×（学級数-3）													
別表第2の4の項第6号	ア 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 イ ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 ウ 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	ア 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 イ ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												

- 6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号、第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表第	10の項第1項において読み替えて準用する新潟県	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基

2の3 の項第 3号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	準を定める条例						
別表第 2の3 の項第 6号	<p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面 積 (平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table>	学 級 数	面 積 (平方メートル)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	ア 満3歳以上の園児数に応じ、4の項第6号の規定により算定した面積
学 級 数	面 積 (平方メートル)							
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
別表第 2の3 の項第 7号	<p>ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面 積 (平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学 級 数	面 積 (平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	ア 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学 級 数	面 積 (平方メートル)							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（新条例別表第2の3の項第7号アの面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同項第5号の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。